

# 信濃川水系一級河川矢出沢川・黄金沢川の特定都市河川指定に係る説明会 ご意見に対する県の回答

区分	ご意見・ご質問	県の考え方
1	指定 上田市の中心市街地を守ることが目的という解釈で良いか。	上田市中心市街地も含め、流域全体において浸水被害を防止、軽減することを目的としています。
2	指定 指定されるとどんなメリットがあるのか。	河川改修の加速化が図られるほか、流域内の水路や準用河川等の周辺にも流出抑制としての雨水貯留浸透施設の整備促進が図られると期待しています。
3	指定 特定都市河川指定により、地域に還元される補助メニュー等はあるか。	指定されることで優先的に改修が必要な河川と解されるので、改修に係る予算は確保しやすくなるのではないかと期待しています。流出抑制に協力いただいた各個人や企業等に対する補助については、今後確認の上、必要に応じて国土交通省へ要望していきます。
4	指定 個人的には指定への取組みは非常に良い方向と考えるが、ここまで来て指定されないということもあり得るのか。	関係者の合意の上で、流域治水を推進するために指定するものと認識しています。関係のみなさまの理解が得られるよう説明等を行っていきます。
5	指定 指定区域について、市北東部に位置する神科台地は、矢出沢川流域ではない神川からの用水を引いている。これら用水も流出には影響すると思われるが、考慮した検討となっているのか。	上田市から用水も含む様々な水路を網羅した資料の提供を受け検討しています。用水からの流出を抑制する取組についても、関係のみなさまと協力しながら検討・実施していきたいと考えています。
6	指定 矢出沢川流域には神川からの用水がかなり流入している。大雨の際には用水を止める等の対応を関係者と調整しきちんと管理することで、矢出沢川や支流の押出川、蛭沢川への流出を抑える取組みを実施してほしい。	指定により矢出沢川の改修が進むことで、支川からの受け入れられる流量も増えると考えています。また、用水管理の中でできる対策を実施することも重要であるため、用水からの流出を抑制する取組についても、関係のみなさまと協力しながら検討・実施していきたいと考えています。
7	指定 押出川や蛭沢川、その他用水等の流量も含めて検討しているか。	支川の流量等についても考慮した上で検討しています。
8	指定 説明の中では具体的な数値目標が示されていないが、指定されることでどのようになるのか数値的に示すことはできるか。	目標値を明確にすることは流域治水を推進する上でも重要であると認識しています。計画に定める目標等は協議会の中で議論していきたいと考えています。
9	指定 山林について流出抑制施策はないのか。河川での対策と山林での対策の割合をどのように考えているか。	流域治水の観点から、林務担当部署とも連携して取り組んでいきます。矢出沢川流域では市街地が5割近くとなっており、山地部でどのような取組が効果的であるかも含め今後議論していきたいと考えています。
10	指定 浸水被害防止区域について、居住誘導区域の除外の記載があるが、指定されるということは居住に適していない土地であるということか。	浸水被害防止区域の指定は、法指定後に任意で活用できる制度の一つで、河川改修を含む様々な対策を実施しても浸水被害の解消ができない範囲について、住まい方の工夫により水害リスクを減らす取組みです。今後、協議会において必要性を検討していきたいと考えています。
11	改修 河川改修工事は黄金沢川も実施するのか。	各支川の水を安全に流下できるよう、まずは合流先である矢出沢川の改修を進めていくことを考えています。

# 信濃川水系一級河川矢出沢川・黄金沢川の特定都市河川指定に係る説明会 ご意見に対する県の回答

区分	ご意見・ご質問	県の考え方
12 改修	流域治水の取組について、3本柱のうち「流す」取組みについて、10年たっても下流部の改修は終わらず、中上流部については計画すらない状況をどのように考えているか。	河川整備計画において、千曲川合流部から上流の約4.1kmを改修区間に位置付けており、現在は下流側から順次整備を進めています。予算等の都合もあり進捗が思わしくない部分もありますが、改修がより進むよう努めていきます。
13 改修	数年前に矢出沢川上流域に調整池を作る計画があると聞いた。今回の取組みと関係があるか。	矢出沢川の計画としては、河川整備計画に位置付けられている下流から約4.1km区間の河川改修ですが、その他に効果的な対策が無いか、協議会の中で検討していきたいと考えています。
14 改修	河川改修は具体的にいつになるか。事業費はどのくらいを見込んでいるか。	現時点では、完成時期や事業費については未定です。なお中流部は人家連担のため、拡幅が難しい部分もあることから、河川改修以外に効果的な対策が無いか、協議会の中で検討していきたいと考えています。
15 許可	雨水浸透阻害行為の規模要件(1000m <sup>2</sup> 以上)の根拠はあるか。	特定都市河川浸水被害対策法で定められています。
16 許可	雨水浸透阻害行為の具体例は法律等で決まっているのか。	耕地等の雨水が浸透し河川等へ直接流出しなかった土地について、宅地に改変することや駐車場として舗装を行う等、従前よりもその土地からの流出量が増加する恐れのある行為が該当します。
17 許可	太陽光発電所の開発は雨水浸透阻害行為の対象となるか。	太陽光発電設備は宅地と同様の扱いとなるため、1000m <sup>2</sup> 以上であれば許可申請が必要になります。
18 許可	特定都市河川指定を行うと同時に許可事務が始まるのか。流域水害対策計画より先に許可事務が始まる理由は、先に計画があって、雨水浸透阻害行為に対する流出抑制が必要だから許可事務を行うという流れが一般的ではないか。	指定と同時に、雨水浸透阻害行為の許可事務が開始されます。雨水浸透阻害行為の許可制度は、開発等の行為によって、現状よりも雨水の流出量を増やさないことを目的としており、できる限り早期に流出抑制を行うために、法指定と同時に開始するものと認識しています。なお、流出抑制と同様に、河川管理者等が行う対策についても早期実施が求められていることから、関係機関と協働し流域水害対策計画の早期策定に努めます。
19 許可	許可申請にあたり、建築確認等の関係法令との手続きは簡略化されるのか。	各々法律が異なるため手続きの簡略化(雨水浸透阻害行為の許可申請を行うことで建築確認申請は省略する等)は難しいと考えています。関係法令との整合は今後検討していく予定ですが、窓口一本化等により負担軽減ができないか、他県の事例等も踏まえ検討したいと考えています。
20 許可	許可を受けるには貯水槽を設ければよいのか。	具体的な施設の指定は無く、開発行為によって増加する流出量を抑制できる施設を選定していただくこととなります。なお許可にあたっては、技術基準等に基づき審査させていただきます。
21 許可	許可申請が必要となった場合、具体的にはどのような施設を設置すればよいのか。	具体的な施設の指定は無く、開発行為によって増加する流出量を抑制できる施設を選定していただくこととなります。なお許可にあたっては、技術基準等に基づき審査させていただきます。
22 許可	対策工法は具体的な技術基準が定められているのか。いくつかある選択肢の中から選ぶことになるのか。	貯留・浸透施設の技術指針は定められていると認識しています。具体的な施設の指定は無く、開発行為によって増加する流出量を抑制できる施設を選定していただくこととなります。

信濃川水系一級河川矢出沢川・黄金沢川の特定都市河川指定に係る説明会  
ご意見に対する県の回答

区分	ご意見・ご質問	県の考え方
23 許可	対策必要量について、全量なのか増量分なのかを、市の条例等と整合を図ってほしい。	上田市と調整していきます。
24 許可	土地利用状況、土質等により保水能力は異なる。各土地における流出係数は県が調査をして示すべきではないか。	雨水浸透阻害行為許可制度における対策量算出では、土地利用の形態ごとに流出係数が定められています。
25 協議会	許可事務の開始後に協議会を始めるのか。先に協議会があるべきではないか。	雨水浸透阻害行為の許可制度は、開発等の行為によって、現状よりも雨水の流出量を増やさないことを目的としており、できる限り早期に流出抑制を行うために、法指定と同時に開始するものと認識しています。 なお流出抑制と同様に、河川管理者等が行う対策についても早期実施が求められていることから、関係機関と協働し流域水害対策計画の早期策定に努めます。
26 協議会	流域水害対策計画について概ね20～30年を目標に実施される取り組みを定めるとあるが、そんなに先の将来ではなく、短期的な取組については議論にならないのか。	流域水害対策計画には、将来的な目標を20～30年後と見据えて、短期的な取組も含め検討・実施していくことを考えています。
27 協議会	流域水害対策協議会の構成員について、地域住民は行政が必要と認める場合に参加できるような記載となっている。地域のことを一番理解しているのは住民であることから、参加できる形式としてほしい。	提示した図はあくまでもイメージです。協議会の構成員や住民の参加方式等については、他県の状況や関係者のみなさまの意見も踏まえ検討していきたいと考えています。
28 その他	特定都市河川指定を検討しているということは、矢出沢川には既にリスクがあるという解釈をした。市で公表しているハザードマップには浸水区域等記載されているか。	矢出沢川、黄金沢川については、令和4年度に想定最大規模の洪水浸水想定区域図を作成し、公表しています。
29 その他	生態系への配慮は考えているか。	近隣に蛍の生息地等もあることから、環境配慮の必要性は認識しています。協議会の中で環境配慮についても議論していきたいと考えています。
30 その他	治水だけでなくビオトープなどの河川環境にも配慮してほしい。	環境に配慮した整備を行っていくことは必要であると認識しています。どのように整備していくかは協議会の中で議論していきたいと考えています。
31 その他	矢出沢川の維持管理について過去にいくつか要望を上げているが、対応いただけていないものもある。	予算の制約もあることから、定期的に河川パトロールを実施の上、緊急性の高い箇所から順次対応しています。緊急性が高いものについては、建設事務所へご相談ください。